

入院時食事療養費・入院時生活療養費

令和7年4月1日現在

当院は、入院時食事療養費（Ⅰ）、入院時生活療養（Ⅰ）の届出を行っており、医師の発行する食事せんに基づき、管理栄養士によって管理された食事を適時、適温で提供しています。

一般病棟

69歳までの方	70歳以上の方	標準額負担額（患者様負担分）
区分ア	現役並みⅢ	1食 510円（一日3食 1,530円）
区分イ	現役並みⅡ	
区分ウ	現役並みⅠ	
区分エ	一般（Ⅱ）	
区分オ	低所得Ⅱ ※1	1食 240円（一日3食 720円） ※ア
		1食 190円（一日3食 570円） ※イ
	低所得Ⅰ ※2	1食 110円（一日3食 330円）

※ア 過去1年間の入院期間が90日以内

※イ 過去1年間の入院期間が90日超

療養病棟

所得区分		標準額負担額（患者様負担分）	居住費（1日）
課税世帯	一般	1食 510円（一日3食 1,530円）	370円
	難病患者等	1食 300円（一日3食 900円）	0円
低所得Ⅱ ※1		1食 240円（一日3食 720円）	370円
低所得Ⅰ ※2		1食 140円（一日3食 420円）	370円

※1 世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外のもの

※2 世帯全員が住民税非課税であって、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる者あるいは、老齢福祉年金受給権者

上記は標準負担額となります。条件により変わる場合がございます。